

平成21年6月11日

各 位

ニッセイ同和損害保険株式会社

保険金のお支払い状況について

弊社は、お客さまからの信頼回復に向けた取り組みの一層の推進のため、医療保険や介護保険等「疾病または介護」を直接の支払い事由として保険金をお支払いする第三分野の保険金のお支払い状況(お支払い件数、お支払対象とならなかった件数)を公表しております。

平成20年度下半期(平成20年10月～平成21年3月)のお支払い状況(お支払い件数、お支払対象とならなかった件数)は下表のとおりです。

平成20年度下半期

(単位:件)

		医療保険 がん保険	その他(注)	(計)
お支払い件数		4,793	711	5,504
お支払対象と ならなかった 件数	詐欺による無効	0	0	0
	告知義務違反による解除	14	2	16
	通知義務違反による解除	0	0	0
	重大事由による解除	0	0	0
	支払事由に非該当	61	37	98
	免責事由に該当	46	8	54
	(計)	121	47	168

(注) その他とは、医療費用保険、所得補償保険、介護費用保険等のことをいいます。

【用語のご説明】

用語	ご説明
詐欺による無効	ご契約の締結に際して、ご契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、ご契約が無効となったため、保険金お支払いの対象とならなかった件数です。
告知義務違反による解除	ご契約の締結に際して、ご契約者、被保険者が故意または重大な過失によって、事実と異なる告知をされ、ご契約が解除となったために保険金お支払いの対象とならなかった件数です。
通知義務違反による解除	重複する保険契約の通知を、ご契約者、被保険者からいただけなかったことにより、ご契約が解除となったために保険金お支払いの対象とならなかった件数です。
重大事由による解除	ご契約者、被保険者または保険金受取人が保険金の詐取を目的に事故を起こすなどの事由により、ご契約が解除となったために保険金お支払いの対象とならなかった件数です。
支払事由に非該当	責任開始日前の発病など、普通保険約款や特約に定められた保険金をお支払いする場合に該当しなかったために、保険金お支払いの対象とならなかった件数です。
免責事由に該当	普通保険約款や特約に定められた保険金をお支払いできない事由に該当するために、保険金お支払いの対象とならなかった件数です。

以上